

大分市電子入札運用基準

1 総則

(1) 趣旨

この電子入札運用基準は、本市（以下「発注者」という。）と入札参加者がコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用したシステム（以下「電子入札システム」という。）で行う入札手続（以下「電子入札」という。）について、円滑かつ適切に運用できるよう取扱いを定めるものである。

ただし、この運用基準に定めるもののほか必要な事項は、大分市契約事務規則（昭和 39 年大分市規則第 12 号）に定めるところによる。

(2) 用語の定義

①入札参加者

入札（見積を含む。）に参加しようとする者

②紙入札

電子入札において発注者の承認を受け、紙において行う入札

③電子証明書

電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「電子認証局」という。）が発行する証明書

④IC カード

電子認証局が発行した電子証明書が格納されているカードで、紙の書類に押印する印鑑に相当するもの

⑤代表者

発注者の入札参加有資格者名簿に登録された事業者の代表者

⑥受任者

代表者から入札・見積権限及び契約権限について年間委任状（入札参加資格申請に伴うもの）により委任を受けた者

⑦特定 JV

特定建設工事共同企業体

⑧入札情報サービスシステム（PPI）

入札に関連する情報をインターネットを介して公表するシステム

(3) 対象入札方式

この電子入札運用基準を適用する入札は、要件設定型一般競争入札方式、指名競争入札方式及び随意契約による建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び建設コンサルタント業務等（建設工事に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務をいう。以下同じ。）のうち、発注者が電子入札で行う旨を指定した案件とする。

(4) 随意契約の取扱い

随意契約について電子入札による見積執行を行う場合は、特段の定めがある事項を除き、本運用基準に定める入札執行の取扱いに準じるものとする。

(5) 電子入札実施の考え方

発注者が電子入札で行う旨を指定した案件（以下「電子入札案件」という。）は電子入札システムで処理するものとし、原則として紙による参加申請書や入札書の提出は認めないものとする。

2 入札参加者の利用者登録及び IC カードの取扱い

(1) 電子入札システムが利用可能な IC カードの基準

電子入札システムが利用可能な IC カードは、別途公表する電子認証局が発行したもので、建設工事及び建設コンサルタント業務等について、大分市に入札参加資格申請をした代表者の名義と同一の名義である IC カードとする。

ただし、入札参加資格申請時に年間委任状が提出されている場合は、その受任者（支店、営業所等の代表者）の名義と同一の名義の IC カードでなくてはならない。

(2) 利用者登録

初めて電子入札システムを利用する場合や新たに IC カードを取得した場合は、電子入札システムによる利用者登録を行うものとする。また、入札参加資格に関わる登録事項に変更がある場合は、電子入札システムによる利用者登録の変更と併せて入札参加資格に関わる変更手続きを行うものとする。

ただし、電子入札システムのみに登録されている事項（電子メールアドレス等）に変更があった場合は、電子入札システムによる利用者登録の変更のみを行うものとする。

(3) 特定 JV における IC カードの取扱い

特定 JV における電子入札システムが利用可能な IC カードは、特定 JV の代表構成員の代表者等の名義の IC カードとする。なお、特定 JV での入札参加に当たっては、特定 JV の代表構成員の代表者等が入札・見積に関する権限を有する旨の記載された特定建設工事共同企業体協定書（以下「協定書」という。）の写しによる確認を必要とする。

(4) IC カードの有効期限の対応

入札参加者は、現在使用している IC カードの有効期限内に新しい IC カードを再取得し、電子入札システムによる利用者登録の更新を行うものとする。なお、登録事項の変更を伴う場合は、2の(2)の規定に準じるものとする。

(5) IC カード不正使用の取扱い

入札参加者が IC カードを不正に使用した場合には、発注者が別途定めるところにより、入札参加資格の取消し又は資格の格下げ、若しくは指名停止措置を講じることができるものとする。

また、不正に使用した者が当該入札案件の落札者である場合は、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとし、契約締結後に不正使用が判明した場合には、契約を解除できるものとする。

<不正に使用した場合の例示>

- ①代表者、商号等が変更になっているにもかかわらず、変更前の IC カードで入札書等を提出した場合
- ②他人の IC カードを不正に使用し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ③同一案件に対し、同一業者が故意に複数の IC カードを使用して入札に参加した場合

3 電子入札案件の登録等

(1) 電子入札対象案件の明示

電子入札対象案件の入札公告等を作成する際には、電子入札対象案件である旨を明示するものとする。

(2) 受付期間等の設定

電子入札案件における期間・日時の設定は次のとおりとする。(指名競争入札の場合は本運用基準の 11 ページ資料 1、要件設定型一般競争入札の場合は本運用基準の 12 ページ資料 1 の 2、13 ページ資料 1 の 2 の 1、14 ページ資料 1 の 3 及び 15 ページ資料 1 の 3 の 1、随意契約の場合は本運用基準の 16 ページ資料 1 の 4 を参照)

①入札書の受付期間

入札書の受付期間は、指名競争入札及び随意契約にあつては設計図書等の閲覧期間と同期間(ただし、閲覧期間が 1 日の場合は 1 日加えた期間)を、要件設定型一般競争入札にあつては入札書受付開始日から 2 日間(大分市の休日を定める条例(平成元年大分市条例第 1 3 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(以下「休日」という。)を含まない。)を標準とする。

なお、特別な事情がある場合はこの期間によらないことができるものとする。

②設計図書等の閲覧期間

大分市建設工事等の競争入札に係る設計図書等の閲覧に関する要領(平成 17 年 6 月 1 日施行)によるものとする。

③開札予定日時

開札予定日時は、指名競争入札及び随意契約にあつては入札書受付締切日の翌日(休日を除く。)を、要件設定型一般競争入札にあつては入札書受付締切日の翌々日(休日を除く。)を標準とする。

ただし、特別な事情がある場合はこの日時によらないことができるものとする。

④内訳書開封予定日時(内訳書の提出を求めた場合)

それぞれの入札方式により、開札予定日時前又は開札予定日時後に設定するものとする。

⑤その他の期間・日時

各入札方式とも従来の入札における運用に準じるものとする。

(3) 登録事項の錯誤

公告済みの案件に錯誤があった場合において、登録内容を変更するときはその旨を、当該案件を中止するときにはその旨を電子入札システム、電子メール、電話、FAX 等により参加者へ連絡するものとする。

(4) 従来の入札への切替時の処理

特別な事情により発注者が当該案件を電子入札から従来の入札へ切り替えるに至った場合には、その旨及び新たな入札日時等を電子入札システム、電子メール、電話、FAX 等により参加者へ連絡するものとする。

4 入札参加者の関係書類の提出

(1) 添付書類の取扱い

入札手続において必要な添付書類は、原則として電子入札システムを利用して電子ファイルにより提出するものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に使用しないものとする。

なお、添付書類の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、公告文等において、発注者が指定するものとする。

(2) 電子入札システム以外の方法で添付書類の提出を認める基準

次の基準に該当する場合は、添付書類の全部又は一部を電子媒体若しくは紙で提出できるものとし、郵送での提出も可能とする。郵送による場合は電子入札の締切日時までに必着とし、郵便書留等の配達記録が残るものを使用すること。

なお、添付書類の全部又は一部を電子媒体若しくは紙で提出する場合は、事前に発注者の承認を得て、「媒体届出書」(様式第 1 号)を添付し、電子入札システムによる関係書類の提出期限までに提出するものとする。

<電子媒体若しくは紙による提出を認める基準>

- ①電子ファイルの容量が3メガバイトを超える場合
- ②発注者が電子媒体又は紙による提出を指示した場合
- ③電子入札システムによる提出が適さないと認められる場合

上記のいずれの場合にも、電子媒体による提出は、CD-R 等の書き換えのできない媒体によるものとする。また、紙と電子媒体の併用は認めないものとする。

(3) ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合には、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止するとともに、発注者よりウィルスに感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議を行うものとする。

(4) 特定 JV における関係書類の取扱い

特定 JV での入札参加に当たっては、電子入札システムによる入札手続に先立ち、発注者が別途指定する期日までに協定書の写しを提出するものとする。協定書の写しの提出方法は、原則として持参によるものとする。発注者は、提出された協定書の写しにより、特定 JV の情報を電子入札システムに登録し、以降の入札手続は双方とも電子入札システムで行うものとする。

5 入札書等の取扱い

(1) 入札書の受付

電子入札による入札参加者は、電子入札システムの入札書受付締切日までに入札書の提出を行わなければならないものとし、入札書は、入札金額、くじ番号（「0」から「9」までの数字を3文字組み合わせ合わせたもののうち、「0」を3文字組み合わせ合わせたものを除くもの。以下同じ。）が明記されたものを有効なものとして取り扱うものとする。

なお、積算内訳書が必要な場合には、併せて積算内訳書が添付されたものを有効な入札書として取り扱うものとする。

(2) 積算内訳書の提出方法

4の(1)から4の(3)の規定に準じるものとする。

(3) 入札書提出時の留意点

入札参加者は、次の事項に留意して適正な入札書等の提出がなされるよう努めるものとする。

- ①入札書入力とは正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書を提出すること。
- ②入札書受付締切日時までに入札書の提出が完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。
- ③入札書が正常に送信されたことを入札書受信確認通知により必ず確認すること。

6 電子入札案件に紙入札での参加を認める基準

(1) 紙入札での参加を認める基準

入札参加者が、次の基準により、当初から、若しくは電子入札システムによる手続開始後に紙入札で参加しようとする場合は、「紙入札（見積）参加届出書」（様式第2号）を発注者に2部持参により提出して承認を得るものとする。

<紙入札を認める基準>

- ①電子証明書記載事項（会社名、代表社名等）の変更により IC カードの効力が失われたとき（失効）、暗証番号（PIN 番号）を連続して誤入力したことにより IC カードの使用が停止されたとき（閉塞）又は破損、盗難等で使用できなくなり、IC カードの再発行を申請中の場合
 - ②その他入札参加者にやむを得ない事情があると認められる場合
- 上記①は、社会通念上妥当な手続期間内に限る。

(2) 紙入札による提出期限

紙入札で参加する場合の関係書類の提出期限は、電子入札の提出期限と同じとし、期限までに発注者に提出するものとする。

また、入札書は、発注者が指定した日時及び場所に提出するものとする。

(3) 紙入札から電子入札への移行

発注者が紙入札での参加を認めた場合は、当該入札案件についてその後の電子入札への移行は認めないものとする。

7 入札の辞退等

(1) 入札書提出前の辞退等

入札参加者が、入札書提出前に入札を辞退する場合は、辞退届を提出するものとする。

なお、入札書受付締切日時において、入札書又は紙入札（見積）参加届出書若しくは辞退届の提出がない場合は、入札参加者は入札を辞退したものとみなすものとする。

(2) 入札書提出後の辞退等

入札書提出後、入札の辞退は認めないものとする。また、いったん提出された入札書は、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めないものとする。

なお、正当な理由がなく落札者が締約を締結しない場合には、発注者が別途定めるところにより指名停止措置を講じることができるものとし、入札保証金が納付されている場合、納付された入札保証金は返還しないものとする。

8 開札

(1) 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後に速やかに行うものとする。

なお、紙入札による入札参加者がいる場合は、入札執行者の開札宣言後に紙の入札書を開封し、発注者が入札金額、くじ番号を電子入札システムに登録するものとする。

(2) 開札時の立会い

入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができるものとする。

また、紙入札による入札参加者及び入札保証金の必要な入札参加者がいない場合で、立会いを希望する者がいない場合は、入札に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(3) くじになった場合の取扱い

落札となるべき金額を入札した者が複数あった場合は、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者（要件設定型一般競争入札にあつては、落札候補者）を決定するものとする。（詳細は、本運用基準の17ページ資料2及び18ページ資料2の2を参照）

(4) 開札が長引いた場合

開札予定日時から落札決定通知書発行まで著しく遅延する場合は、必要に応じて電子入札システムその他適当な手段により処理状況の情報提供を行うものとする。

(5) 開札の延期

開札を延期する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件の入札参加者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

(6) 開札の中止

開札を中止する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件の入札参加者全員に、開札を中止する旨を通知するものとする。

なお、提出された入札書は開封しないものとする。

9 システム上の障害等の取扱い

(1) 入札参加者側のシステム障害時

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情（ただし、IC カードの紛失、破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）により複数の入札参加者が電子入札システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札業務の延期、従来の入札への移行等の措置を講じるものとする。

なお、入開札業務の延期、従来の入札への移行等の措置を講じる場合は、必要な事項を電子入札システム、電子メール、電話、FAX 等により入札参加者に連絡するものとする。

(2) 発注者側のシステム障害時

発注者の電子入札システム用サーバー、ネットワークなどに障害が発生し、入開札業務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札業務の延期、従来の入札への移行などの措置を講じるものとする。この場合、電子入札システム以外の方法（電子メール、電話、FAX 等）により入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

10 電子入札システム等の運用時間

(1) 電子入札における日付・時刻の基準

電子入札における日付・時刻は、電子入札システム上の日付・時刻を基準とする。

(2) 電子入札システム等の運用時間

電子入札システム及び入札情報サービスシステム(P P I)の運用時間は、次のとおりとする。

	電子入札システム	P P I
発注機関	8 : 00～22 : 00 (閉庁日を除く。)	同 左 ※インターネットによる 参照は下記のとおり
入札参加者	9 : 00～20 : 00 (閉庁日を除く。)	6 : 00～23 : 00 (日曜日、祝日及び年末 年始の閉庁日を除く。)

(3) 電子入札における帳票等

電子入札案件における帳票等の様式は、本運用基準に定めるもの及び電子入札システムの様式によるものとする。

なお、電子入札案件に紙入札（見積を含む。）で参加する場合は、別に定める様式によるものとする。（本運用基準 19 ページ資料 3 及び 20 ページ資料 3 の 2 に様式添付）

(4) 入札関連情報の公表

入札に関する情報は、発注者が別途定めるところにより必要な事項を入札情報サービスシステム(P P I)に登録し、インターネットを介して公表するものとする。

附 則

この運用基準は、平成 1 8 年 1 1 月 2 8 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 1 9 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 2 0 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 2 3 年 7 月 1 9 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 2 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

媒体提出届

年 月 日

契約担当者 殿

(提出者)

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

下記案件の資料を（媒体名*¹）で提出します。

記

1 案件名称（工事名等）

2 提出方法及び書類等

（1）提出方法*²

（2）提出書類名及び提出媒体名*³

[記載例]

経営事項審査の総合評定値通知書の写し（CD-R）

※添付資料を電子入札システム以外の方法で提出した場合で、入札書を電子入札システムにより提出する場合は、指定された期日までに、この「媒体提出届」のみを添付し、電子入札システムでの競争参加資格確認申請書の提出を必ず行ってください。

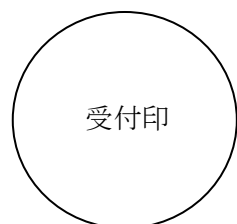
（提出を行っていない場合は、電子入札システムでの入札書提出ができません。）

(注)

*¹ 媒体名には紙媒体又は電子媒体の別を記載してください。

*² 提出方法は、郵送、持参等の別を記載してください。

*³ 提出媒体名は、電子媒体による提出時のみ記載してください。



※発注者が記入

受付日時 年 月 日 時 分

参加の適否 適 否

入札書の持参日時 年 月 日 時 分
(見積書)

場所

紙入札（見積）参加届出書

年 月 日

契約担当者 殿

(申請者)
住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

下記案件については、電子入札システムによる入札（見積）に参加できないため、紙入札による参加〔当初・手続き中〕の届出書を提出します。

記

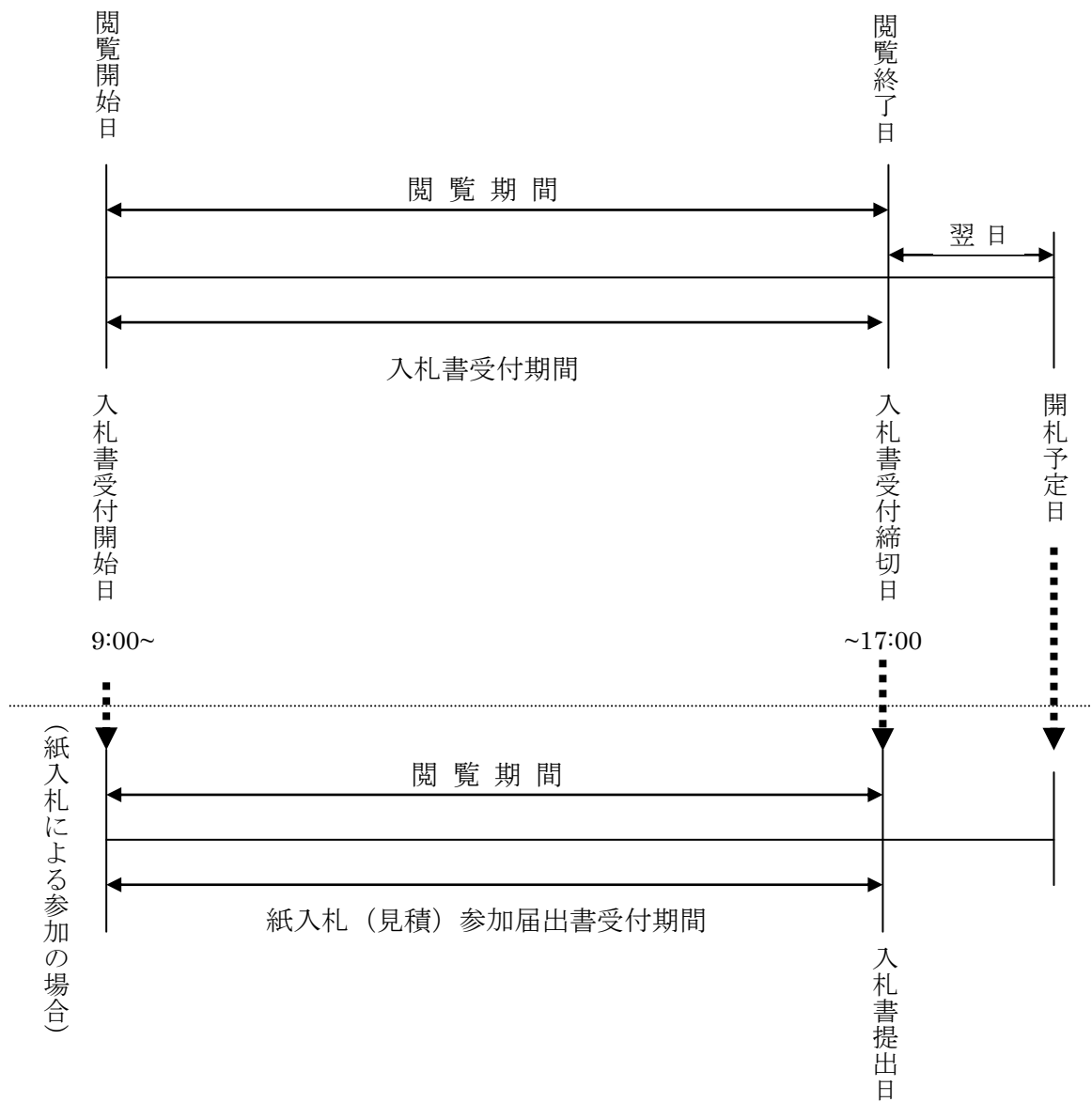
- 1 案件名称（工事名等）

- 2 電子入札システムによる参加ができない理由（□にチェックしてください。）
 - 電子証明書（ICカード）の取得手続き中
 - 変 更 □失 効 □紛失・破損等
 - 取得手続き開始時期（ ）

 - その他（理由を具体的に記載してください。）

電子入札への参加可能予定時期（ ）

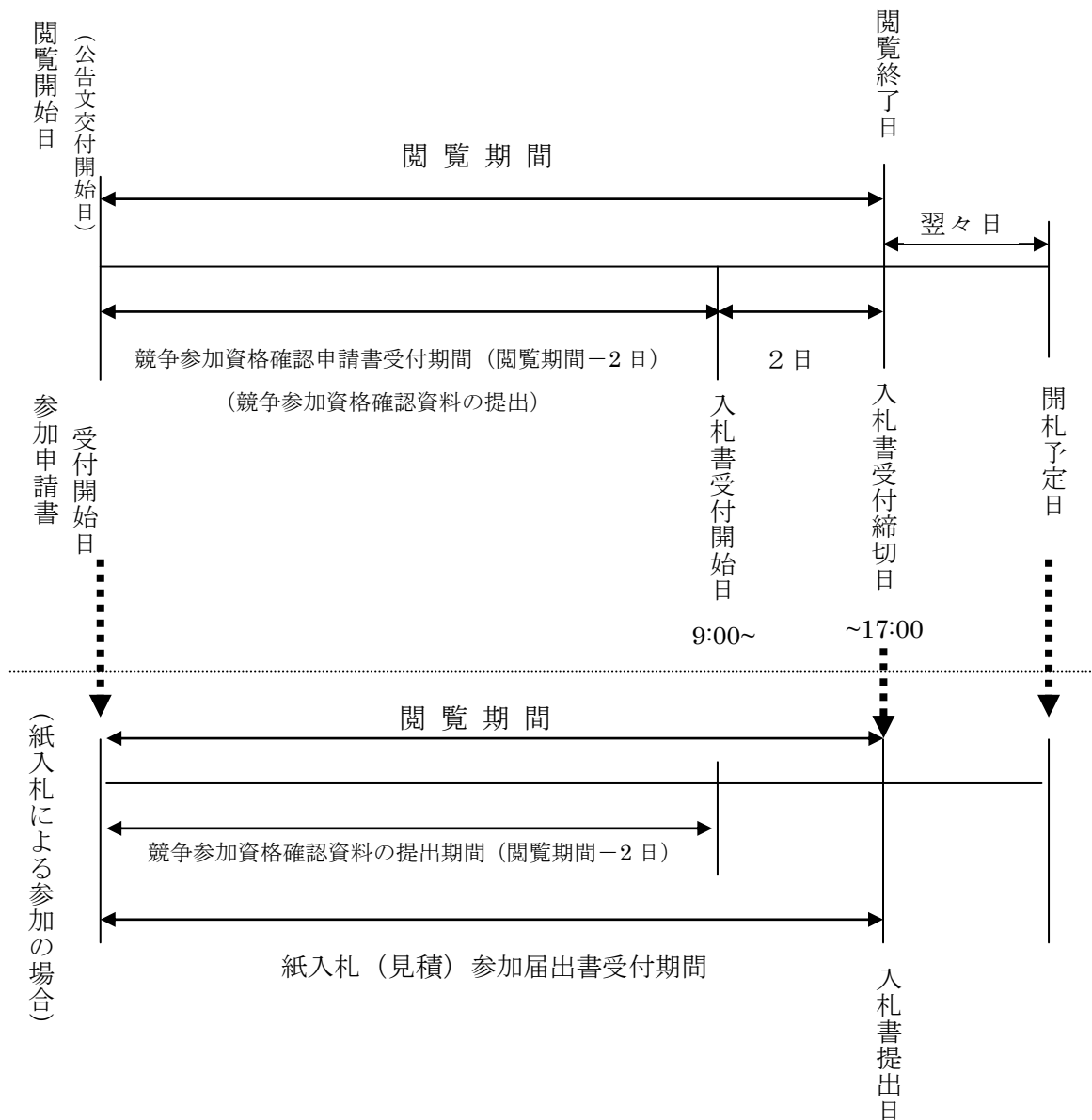
【資料1】受付期間等の標準的な考え方（指名競争入札の場合）



※注意事項

- ① 電子での入札書の受付の開始時刻は 9:00、締切時刻は 17:00 を基本とする。
 なお、受付期間中の電子入札システムによる入札書提出は夜間（ただし、20:00 までに限る。）でも可とする。
- ② 閲覧期間が 1 日の場合の入札書の提出期間は、閲覧期間に 1 日を加えた 2 日とする。
- ③ 特別な事情がある場合は、上記の入札書受付期間（時刻）によらないこともできるが、その旨を入札参加者に対し明示するものとする。また、この場合、入札参加者が電子入札システムによる処理が十分にできるよう配慮して期間を設定するものとする。

【資料1-2】受付期間等の標準的な考え方（要件設定型一般競争入札の場合）

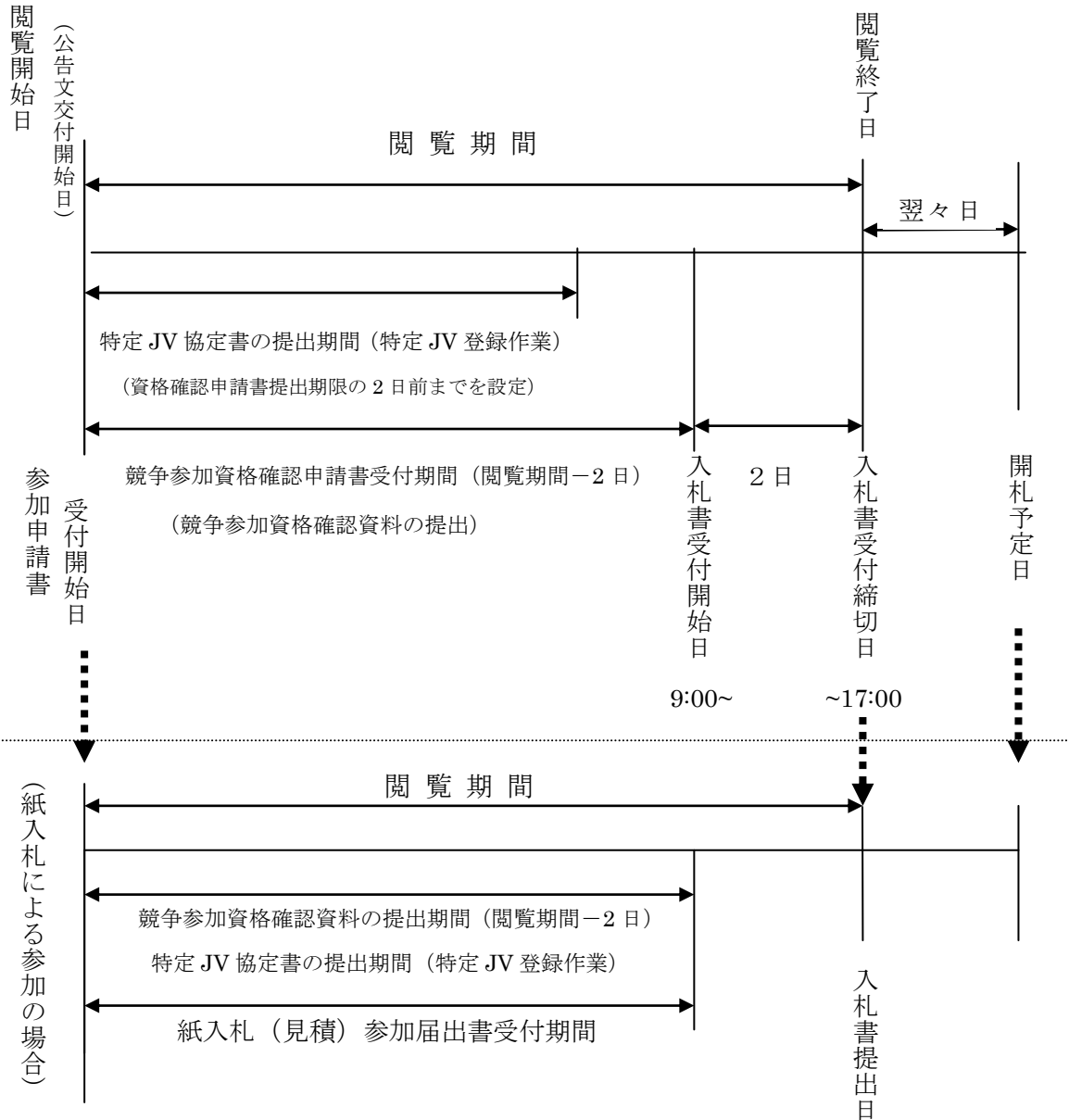


※注意事項

- ① 電子での入札書の受付の開始時刻は 9:00、締切時刻は 17:00 を基本とする。
 なお、受付期間中の電子入札システムによる入札書提出は夜間（ただし、20:00 までに限る。）でも可とする。
- ② 特別な事情がある場合は、上記の入札書受付期間（時刻）によらないこともできるが、その旨を入札参加者に対し明示するものとする。また、この場合、入札参加者が電子入札システムによる処理が十分にできるよう配慮して期間を設定するものとする。

【資料 1 - 2 - 1】 受付期間等の標準的な考え方

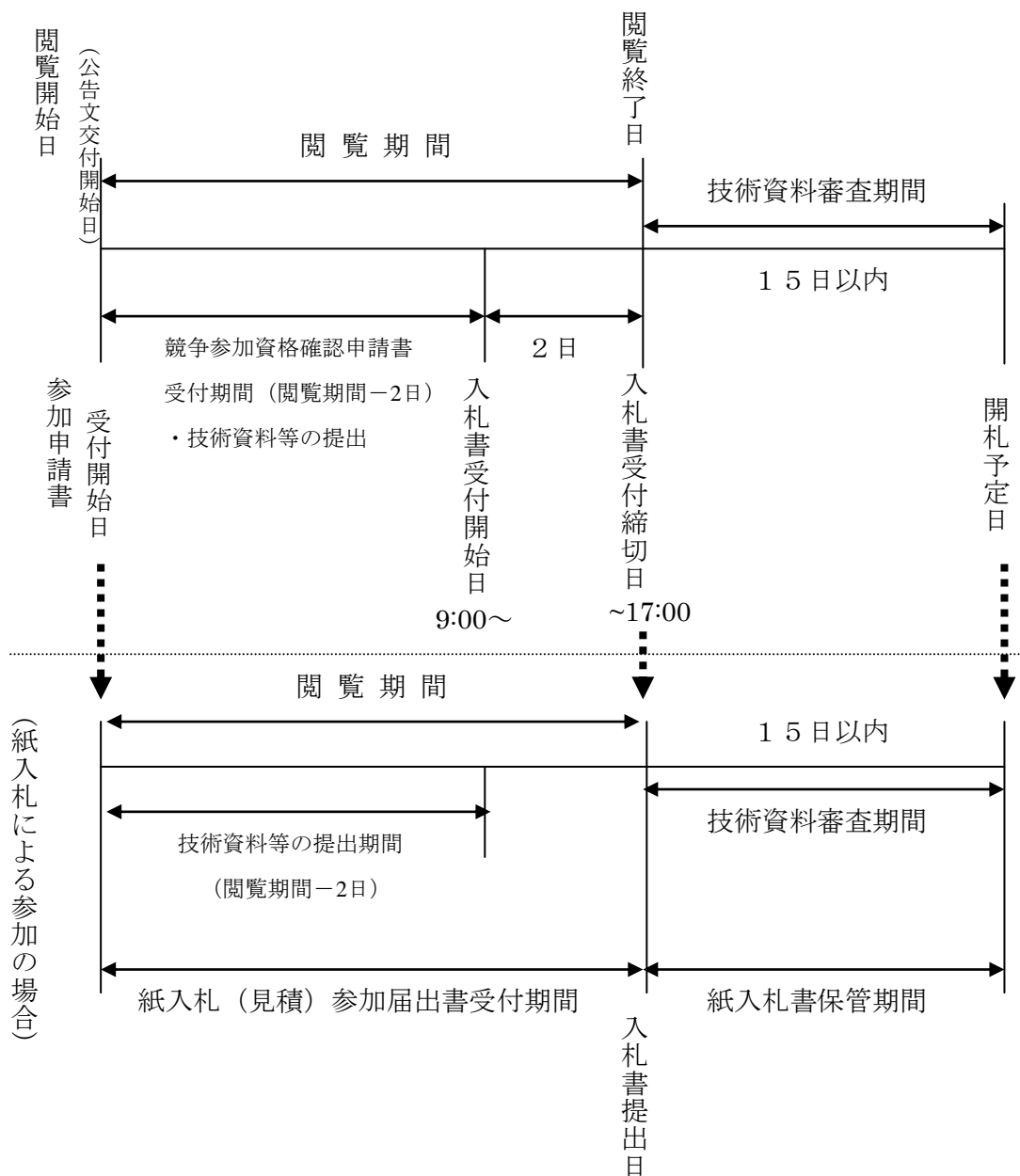
(要件設定型一般競争入札 特定JV登録が必要な場合)



※注意事項

- ① 電子での入札書の受付の開始時刻は 9:00、締切時刻は 17:00 を基本とする。
 なお、受付期間中の電子入札システムによる入札書提出は夜間（ただし、20:00 までに限る。）でも可とする。
- ② 特別な事情がある場合は、上記の入札書受付期間（時刻）によらないこともできるが、その旨を入札参加者に対し明示するものとする。また、この場合、入札参加者が電子入札システムによる処理が十分にできるよう配慮して期間を設定するものとする。
- ③ 特定JV登録は、入札参加者が電子入札システムにより資格確認申請書を提出する前に必要となるので、発注者は提出された協定書に基づき、事前にシステム登録を行うものとする。また、協定書の提出期限は、資格確認申請書受付期限までに登録の余裕を持って設定するものとする。なお、協定書の提出期間は電子システム上では設定できないため、必ず入札公告等で明示するものとする。

【資料1-3】 受付期間等の標準的な考え方(要件設定型一般競争入札(総合評価落札方式)の場合)

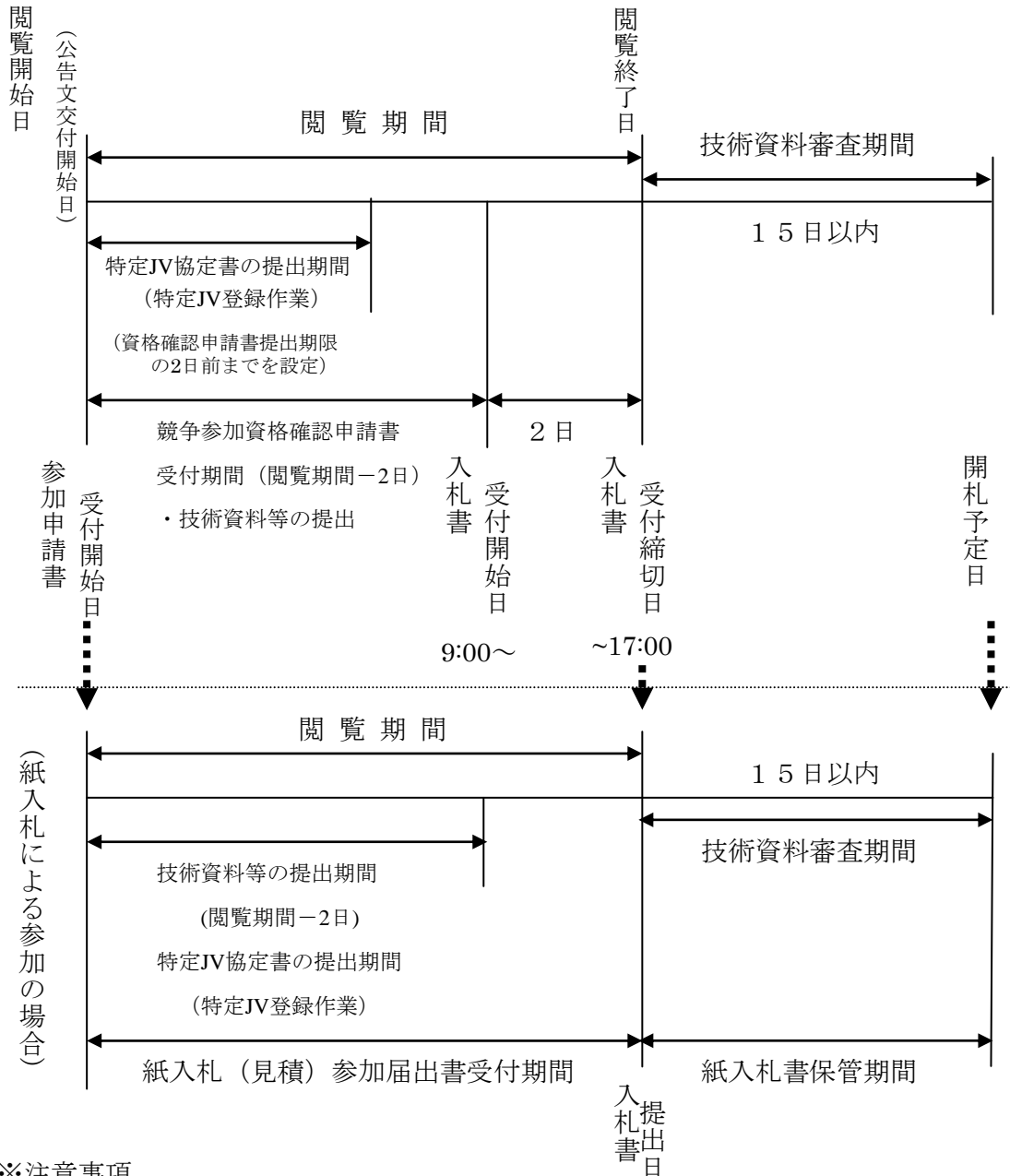


※注意事項

- ① 電子での入札書の受付の開始時刻は 9:00、締切時刻は 17:00 を基本とする。
 なお、受付期間中の電子入札システムによる入札書提出は夜間(ただし、20:00 までに限る。)でも可とする。
- ② 特別な事情がある場合は、上記の入札書受付期間(時刻)によらないこともできるが、その旨を入札参加者に対し明示するものとする。また、この場合、入札参加者が電子入札システムによる処理が十分にできるよう配慮して期間を設定するものとする。

【資料1-3-1】 受付期間等の標準的な考え方

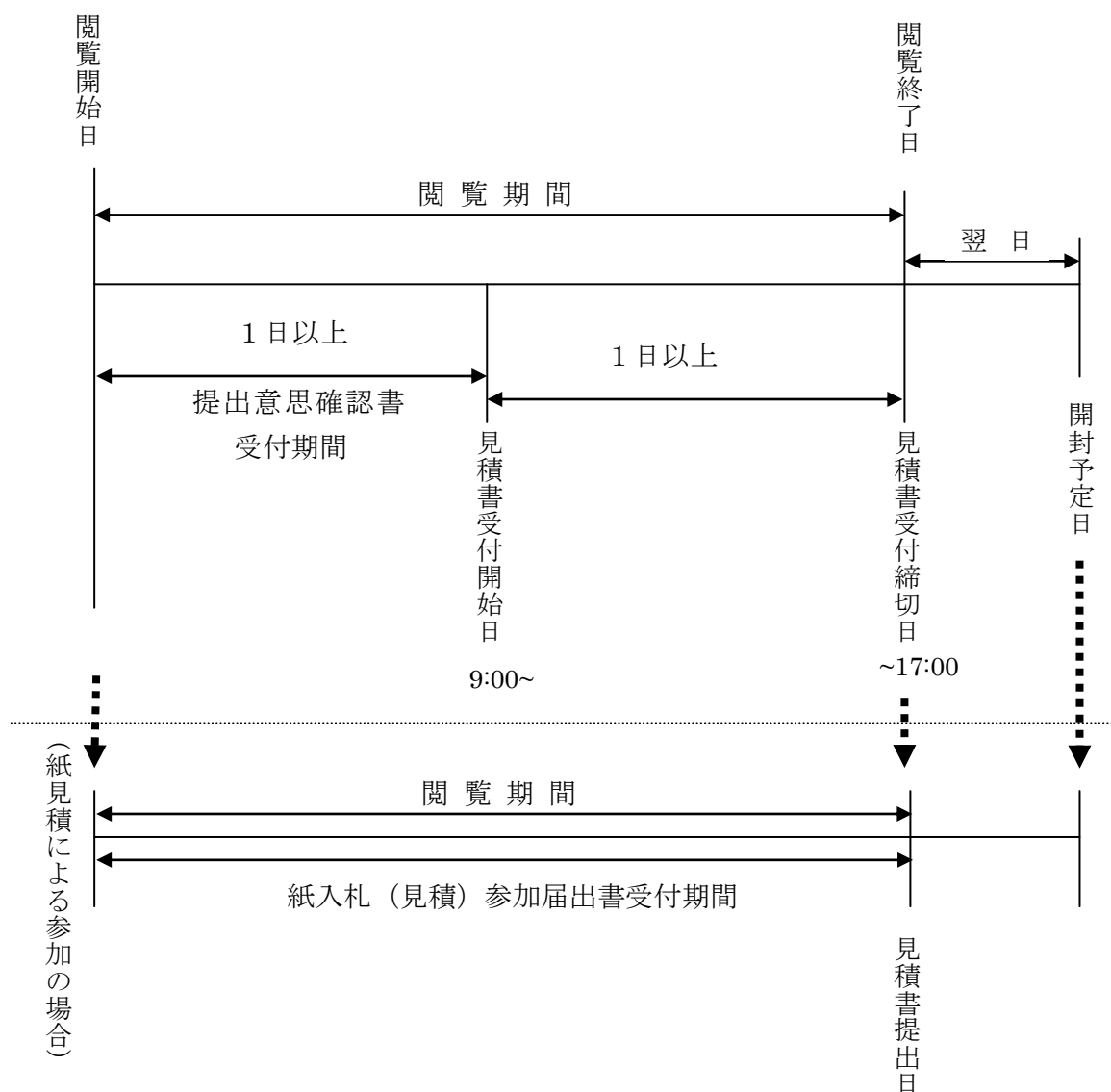
(要件設定型一般競争入札(総合評価落札方式) 特定JV登録が必要な場合)



※注意事項

- ① 電子での入札書の受付の開始時刻は 9:00、締切時刻は 17:00 を基本とする。
 なお、受付期間中の電子入札システムによる入札書提出は夜間(ただし、20:00 までに限る。)でも可とする。
- ② 特別な事情がある場合は、上記の入札書受付期間(時刻)によらないこともできるが、その旨を入札参加者に対し明示するものとする。また、この場合、入札参加者が電子入札システムによる処理が十分にできるよう配慮して期間を設定するものとする。
- ③ 特定JV登録は、入札参加者が電子入札システムにより資格確認申請書を提出する前に必要となるので、発注者は提出された協定書に基づき、事前にシステム登録を行うものとする。また、協定書の提出期限は、資格確認申請書受付期限までに登録の余裕を持って設定するものとする。なお、協定書の提出期間は電子システム上では設定できないため、必ず入札公告等で明示するものとする。

【資料1-4】 受付期間等の標準的な考え方(随意契約の場合)



※注意事項

- ① 電子での見積書の受付の開始時刻は 9:00、締切時刻は 17:00 を基本とする。
 なお、受付期間中の電子入札システムによる見積書提出は夜間(ただし、20:00 までに限る。)でも可とする。
- ② 特別な事情がある場合は、上記の見積書受付期間(時刻)によらないこともできるが、その旨を見積参加業者に対し明示するものとする。また、この場合、見積参加者が電子入札システムによる処理が十分にできるよう配慮して期間を設定するものとする。

【資料2】電子くじの仕組み

開札の結果、落札となるべき金額を入札した者が複数あった場合の電子くじの仕組みは次のとおりとする。

- ① 落札となるべき金額を入札した者のくじ番号の合計を算出する。

(例)

(会社名)	(入札金額)	(くじ番号)
A社	1,000,000 円	121
B社	1,000,000 円	745
C社	1,200,000 円	333
D社	1,500,000 円	960
E社	1,000,000 円	581
合計=121 (A社) +745 (B社) +581 (E社) =1,447		

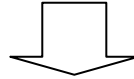
- ② ①により算出した合計を同価となった入札参加者数で除し、余りを算出する。

$$1,447 \div 3 \text{社} = 482 \text{ 余り } 1 \rightarrow \text{余りの数} = 1$$

- ③ 同価となった入札参加者に対し、入札書を登録した日時の早い順に0 (ゼロ) から番号を割り振る。

(会社名)	(入札書登録日時)	(登録順位)	(割り振り番号)
A社	23日 10:00	→ 3社中1番目	→ 0
B社	24日 13:00	→ 3社中2番目	→ <u>1</u>
E社	24日 16:00	→ 3社中3番目	→ 2

- ④ ②により算出した余りの数と③により割り振られた番号が同じ者を落札者とする。



結果・・・②により算出した余りの数が「1」であることから、③で「1」の番号が割り振られた **B社**が落札者となる。仮に②により算出した余りの数が「0」となった場合はA社が、「2」となった場合はE社がそれぞれ落札者となる。

※注意事項：紙入札による参加者の番号の割り振り方法

紙入札による参加があった場合は、当該紙入札参加者に対し、「紙入札(見積)参加届出書」の受付日時の早い順に、電子による入札書提出者のうち提出順位の最も遅い者に続いて番号を割り振る。

(例) 同価入札が4社(うち2社が紙入札)であった場合

(会社名)	(入札方法)	(入札書登録日時※)	(登録順位)	(割り振り番号)
F社	電子	23日 10:00	→ 電子入札2社中1番目	→ 0
G社	電子	24日 13:00	→ 電子入札2社中2番目	→ 1
H社	紙	23日 9:00	→ 3番目	→ 2
I社	紙	23日 9:30	→ 4番目	→ 3

※紙入札の場合は、発注者が電子入札システムに登録した時間

【資料2-2】 電子くじの仕組み(事後審査方式の入札の場合)

事後審査方式による入札において、開札の結果、資格審査及び積算内訳書の審査を実施する順位を決定する必要がある。

(例) (審査順位)	(会社名)	(入札金額)	(くじ番号)	(入札書登録日時)
1	B社	100,000,000円	745	24日 13:00
2	A社	100,000,000円	121	23日 10:00
3	E社	100,000,000円	581	24日 16:00
4	C社	100,200,000円	333	22日 14:00
5	D社	100,500,000円	960	25日 11:00
6	F社	100,500,000円	626	25日 15:00

上記の審査順位を決定するための電子くじの仕組みは、次のとおりとする。

- ① 入札金額が同価(総合評価落札方式にあつては評価値が同数。以下同じ。)となっている入札参加者が3者あるので、次のとおり審査順位を決定する。

ア 同価となっている入札参加者のくじ番号の合計を算出する。

$$\text{合計} = 121(\text{A社}) + 745(\text{B社}) + 581(\text{E社}) = 1,447$$

イ アにより算出した合計を同価となった入札参加者数で除し、余りを算出する。

$$1,447 \div 3 = 482 \text{ 余り } 1 \rightarrow \text{余りの数} = 1$$

ウ 同価となった入札参加者に対し、入札書を登録した日時の早い順に0(ゼロ)から番号を割り振り、イにより算出した余りの数と割り振られた番号が同じ者が優先順位を得る。

(会社名) (入札書登録日時) (登録順位) (割り振り番号)

A社 23日 10:00 → 3社中1番目 → 0

B社 24日 13:00 → 3社中2番目 → 1 → 余りの数と合致し、優先順位を得る。

E社 24日 16:00 → 3社中3番目 → 2

エ 優先順位を得た入札参加者を除き、残った入札参加者により再度ア～ウの手順を実施する。

$$\text{合計} = 121(\text{A社}) + 581(\text{E社}) = 702 \quad 702 \div 2 = 351 \cdots 0 (\text{余りの数})$$

→ A社が優先順位を得る。

オ 仮に4者以上あった場合も、同様の手順により審査順位を決定する。

- ② 最低入札金額を除き、他に同価となっている入札参加者が2者あるので同様に上記ア～エの手順により審査順位を決定する。

$$\text{合計} = 960(\text{D社}) + 626(\text{F社}) = 1,586 \quad 1,586 \div 2 = 793 \cdots 0 (\text{余りの数})$$

→ D社が優先順位を得る。

※ 電子くじの仕組み、紙入札の取扱い等は、資料2(P.17)を参照

【資料3】電子入札における紙入札書

様式第7号（その5）（第30条第1項関係）

入 札 書

金 額	¥			
工 事 名 (委託業務名)				
工事の場所 (委託業務場所)				
	くじ番号			

大分市契約事務規則及び

を承諾の上、上記のとおり入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

契約担当者

殿

【資料3-2】電子入札における紙見積書

見 積 書

金 額	¥				
工 事 名 (委託業務名)					
工事の場所 (委託業務場所)					
		くじ番号			

大分市契約事務規則及び

を承諾の上、上記のとおり見積します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

Ⓜ

契約担当者

殿